

2013年（平成25年）9月9日
福山市立野々浜小学校
校長 池田 真理子

「野々浜小学校いじめ防止対策委員会」の設置について

「いじめ防止対策推進法」が平成25年6月28日に公布されたことに伴い、本校でもいじめを「しない」「させない」「許さない」ために、委員会を設置し、いじめの無い子どもたちが安心安全な学校生活ができる教育環境を整えるために積極的な取組について協議や実践を行う。

1 名称

本委員会は、「野々浜小学校いじめ防止対策委員会」と称する。

2 委員会の概要

(1) 目的

本校が、児童・保護者に対して、校内にいじめの防止等に係る委員会を設置し、いじめ防止等について組織的・積極的に対応する姿勢を明確にする。また未然防止のための対策やいじめ発生時の対応等について協議する。

(2) 取組内容

- ① いじめの未然防止の体制整備及び取組
- ② いじめの状況把握及び分析
- ③ いじめを受けた児童に対する相談及び支援
- ④ いじめを受けた児童の保護者に対する相談及び支援
- ⑤ いじめを行った児童に対する指導
- ⑥ いじめを行った児童の保護者に対する助言
- ⑦ 専門的な知識を有する者等との連携
- ⑧ その他、いじめの防止に係ること

(3) 委員構成

校長，教頭，教務主任，保健主事，生徒指導主事，研究主任，その他必要に応じて関係教職員

3 その他

- 学期毎に学校便り等により，保護者に周知する。
- ホームページに掲載し，本校の取組体制を明確に示す。